田氏

延喜庄園整理令と初期庄

丸 Ш 幸 彦

化の抑止)、以上の二つの形で具体化していく。 部の公認の庄田を除く田地とくに新規開発田を公田と認定し庄域内全田地の庄田化を禁止すること(庄園の私的大土地所有への転 私的大土地所有化の傾向を強くはらんだ官省符庄が初期庄園の最終段階として展開していくことになる。 してだされた法令である。 この整理と再編は、庄園の新設を禁止すること(庄園の量的拡大の抑止)、 既設庄園についてはその内 延喜庄園整理令は、 原野の大規模分割と百姓の私地集積という二つの形態をとって展開する初期庄園の整理と再編を意図 そして整理令発布以後一一世紀前半にかけて、 整理令の原則に基づいた、

史林 六一卷二号 一九七八年三月

Ľ め تا

は

石母田 石母田正氏の「古代の転換期としての十世紀」

① て九世紀の勅旨田は天皇の私有地であること、 古代的土地所有制の内的構造の変化といかに関係するか」という問題視角のもとに、とくに勅旨田の問題に焦点をあわせ 奴隷制的形態をとること、そしてその経営はやがて破綻し整理令で地子に依存する形式にあらためたことを指摘した。 延喜庄園整理令について従来多くの研究がつみかさねられてきたが、第二次大戦後の整理令研究の出発点となったのは 林屋辰三郎氏などの勅旨田の構造とその評価をめぐっての研究、 氏以後の研究は分析の主軸を勅旨田 の研究におきながら、 その経営は国家による直営田の形態をとりその構造においては初期庄園的 であったことは周知の事である。そこにおいて氏は「この整理令が従来 より多角的な分析が進展するが、 ②上横手雅敬氏などの整理令の発布主体の研究 これら研究は、 (1)石母 0

(176)

総決算として位置づける村井康彦氏の研究、 (3) 寛平の治の延長として整理令を把握しようとする上横手氏の研究、 「庄家」に焦点をあてて整理令を位置づける高田実氏の研究および勅旨田を 庄園史の立場から整理令を九世紀における諸課題

理令の具体化として位置づける坂本賞三氏の研究、整理令の原則が施行直後に変更されたとする赤松俊秀氏の研究など整 所有の観点から位置づけなおそうとする泉谷康夫氏の研究、などに示される整理令の性格づけの研究、 (4)免除領田制 を整

理令実施過程についての研究、 以上の研究史の到達点をみると、そこに問題点が二つあると考える。一つは従来すぐれた研究が多くなされてきたにも の四点に整理することができる。

かかわらず四通の官符から構成されている整理令そのものの分析が十分でないことであり、他の一つは分析の視角にいく

まず前者について、 整理令は延喜二年(九〇二)三月一二・一三両日にだされた次の四通の官符から成り立っている。

①応停止臨時御厨幷諸院諸宮王臣家厨事

つかの問題が含まれていることである。

②応禁制諸院諸宮及王臣家占固山川 破沢事

③応禁断諸院諸宮王臣家仮民私宅号庄家貯積稲穀等物事

④応停止動旨開田幷諸院諸宮及五位以上買取百姓田地舎宅占請閑地荒田

の三官符との関連の分析がないこと、④官符についても分析が勅旨田に集中し④官符全体としての分析が不十分であるこ この四通の官符について、従来の研究においては一連のものとしてとらえようとする方向が不十分であり、 が指摘できる。

まで勅旨田と同義とみなして分析がなされていることである。 面に集中してしまい、古代的土地所有の変化のなかに整理令を位置づけて分析するという視角が欠けていることである。 研究史のもつ問題の第二は、分析視角についてである。 その第一点は④官符にあらわれる「勅旨開田」を証明 第二点は整理令の分析が勅旨田の経営形態の変化という側 ま

分でないことである。 第三点は整理令が庄園整理をめざしているという性格をもつにもかかわらず、 初期庄園と整理令の関連について分析が十

で巨視的に位置づけることに一歩近づきうるものと考える。 その内容をあらためて検討する。次にその内容検討をふまえて、 制の大規模分割地規制 一○世紀の官省符庄を素材にみていく。以上の諸点をみることで、整理令を律令制下の大土地所有の変遷との関連のなか 以上の問題点をふまえて、 (庄園規制) との対比で行っていく。 本稿は次の角度から分析を行う。 さらに、この整理令の発布が初期庄園に与えた影響について まず整理令を構成する四通の官符について④官符を中心に 整理令の史的位置づけを延暦・弘仁年間に完成する律令

同氏著『古代末期政治史序説』所収

1

- 2 「院政政権の歴史的評価」(同氏著『古代国家の解体』所収)
- 3 「延喜・天暦期の天皇と貴族」(『歴史学研究』二二八号))
- **(4)** 「延喜の荘園整理令」(同氏著『古代国家解体過程の研究』所収)。
- (5) 部紀要』七六)。 「延喜二年三月十三日太政官符の歴史的意義」(『東京教育大学文学
- 6 「延喜庄園整理令について」 (同氏著『律令制度崩壊過程の研究』
- 後に著書『日本王朝国家体制論』において免除領田制と整理令を結び 「延喜荘園整理令の性格」(『歴史学研究』二七三号)。ただし氏は
- つけたのは誤り、としている
- 9 いずれも類聚三代格所収

(8)

「領主と作人」

(同氏著『古代中世社会経済史研究』所収)。

(10) 論集』所収)第一章・第三章・第四章の書きなおしの意味をも持つ。 なお本稿は拙稿「官省符と基準国図」(『小葉田淳教授退官記念国史

第一章 延喜庄園整理令の内容

る 本章では整理令そのものの内容分析を④官符を中心にして行う。繁雑になるが分析の必要上まず④官符の全文をかかげ

右検案内、 頃年勍旨開田遍在諸国、雖占空閑荒廃之地是奪黎元産業之便也、 或以舎宅巧号売与、遂請使取牒加封立牓、 加之新立庄家、 多施苛法、課責尤繁、 国吏雖知矯餝之計、 威脅難耐、 而憚権 且諸国

遂為豪家之庄、젉搆之所損民烟長失農桑之地、終無処於容身、還流冗於他境、案去天平神護元年格云、天下諸人競為墾田、多勢之家

因茲出举之日託事権門不請正税、収納之時蓄殺私宅不運官倉、賦税難済莫不由斯、

鉗口卷舌不敢禁制、

判許之吏解却見任、但元来相伝為庄家券契分明、無妨国務者不在此限、仍須官符到後百日內弁行具状言上の 乎、冝当代以後勅旨開田皆悉停止、令民負作、其寺社百姓田地各任公験、還与本主、且夫百姓以田地舎宅売寄権貴者、 土浪、決杖六十、若有乖違符旨受嘱買取、幷請占閑地荒田之家、国須具録耕主幷暑牒之人、使者之名、早速言上、 農業、左大臣宣、 高貴厳制重畳、而諸院諸宮朱紫之家不憚憲法、競為占請、国郡官司判許之日、雖似専催墾発労其輸租、 天長元年格云、有常荒田百姓耕作、一身之間聴其耕食、不得因此勢家耕作者、案件等格請開閑地耕食荒田、 諸国司不率朝慸専求私利、百端젉欺一無懲革、或仮他人名多買墾田、或託言王臣競占腴地、民之失業莫不由此、宜重下知厳加禁制 駈使百姓、貧窮之民無仮自存、自今以後、一切禁断、宝亀三年格偁、諸人墾田任令開墾、但仮勢苦百姓者、冝厳禁制、弘仁三年格云、 恋 勅、 正朔逓変、驪翰推灃、八埏之地有限、百王之運無窮、若削有限之壤、常奉無窮之運、則後代百姓可得而耕 而猶尽土民之力役、妨国内之 只為百姓独立其文、 論以違勅不曾寬宥、 不論蔭贖不弁

策の部分がⅡの部分である。 Iの部分である。 の占点の展開がい この官符は大きくはⅠとⅡの二つの部分に分けて把握する必要がある。 この現状把握をふまえて官符の発布者としてそれにいかに対応していくのかを示している、 かなる情況にあり、 またなぜそこまで来たかということについてのべている、 すなわち官符の発布者が山野・空閑地 いわば現状把 握 わば対応 の部分が

 \mathbb{H} ない勅旨開田を論証ぬきに天皇家のもつ庄園である勅旨田と同義とみなしてよいとは思えない。そこであらためて勅旨開 勅旨開田 「の意味の確定を④官符現状把握部分を素材に行ってみたい。 現状把握部分についてみていくが、 [は勅旨田と同義とみなされ、 これを疑った論文は管見の限りでは見当らない。しかしこの④官符にしかあらわれ まず解決しておく必要があるのが勅旨開田の意味の確定である。 従来の研究史では

a部分は、 王臣家・寺社の庄園集積の動きを「頃年勅旨開田……産業之便也」という動きと「加之新立庄家… 次に

に対応策部分についてその内容をみていくと、一否定的な影響を及ぼしていることを指摘してい

. る

a部分について、

官符が 照的 であ 題にしている筈の④官符全体のなかで異様にクローズ・ との説明が 勅旨田 111 律令国 O 無視して占点を行い国郡司はこの占点が輸租田を増加させるという名目で行われるため判許しているが、 ような庄園集積は律令法から逸脱したものであることをのべている。 合法的な拡大、 を指すのであり、 紀 展 以上の勅旨開田 (勅旨開田の系列)の庄園の一定の枠をこえた展開、 中期の東大寺領諸庄、 ?に法的な非合法性を指摘されておらず、 開 (廃の地を占点することであり、 ï١ 江 [家が設定を公認した未開地上における大規模分割地を指す、 が 境 百 . づれも勅旨田のみを問題にしているものではなく王臣家・寺社・国司の土地集積全般を問題にした官符であるこ 動旨開 その点をふまえればこの勅旨開田について次の二つの特質を指摘できる。 ってく。 という動きの二つに整理してとらえている。 !姓を苦しめるという指摘はなされるものの、 の二つの動きが農民の生産活動に否定的な影響をもたらすことをのべ、 H 「の解釈をふまえると、 また勅旨開田を勅旨田と読むことで、 。 一 百姓の田 構成部分にすぎないのである。 九世紀の勅旨田・親王賜田、 |地・舎宅の集積 新立庄家とは同じく王臣家・寺社による百姓の田地 現状把握部分の内容は次の通りである。 (新立庄家)とは明確に区別された土地集積の形態である。 国家公認の土地集積という性格をもつ。 ならびに百姓と王臣家・寺社の私的結合で成立する系列の庄園 このように勅旨開田を解釈すれば、 そしてa部分の文脈上からみて勅旨開田とは王臣 アップされているという不自然さもとり除くことが 勅旨田という特定の地目のみが王臣家・寺社の土地 など国家公認の野占に基づいて成立した初期庄園を指すのであ 新立庄家が非合法的 とみるのが妥当である。 そしてc部分で王臣家・ な側面をもつことが a 部分では国家公認の大規模分割 第一 以上のようにみると、 は勅旨開田 b部分では諸官符を引用してこ ・舎宅の集積であることは明らか b部分で引用されて į, 寺社がそのような律令法を い 指摘されてい か えると、 は未開地 第二は勅旨開 家 現実には地方行 勅旨 できる。 集積全般を問 勅旨開 0) 分割 ることと対 社が る 開 地 田 田 田 の系 とは lはそ 占点 。 の は 非 八

百

限度のある土地を勅旨で与えていたのでは後代の

てもその存続は認める (a部分の具体化の第二の部分)。 また寺社・百姓が持っていた地で勅旨開田にくりこまれたものは公験に従って本主に返還する 烨 合処罰する。 4の耕作すべき土地がなくなるので土地の賜与を中止する。 c部分について、 但し元来相伝し公験が分明で国務の妨げにならない庄は百姓の田地・舎宅集積によって成立したものであ 百姓が田地・舎宅を王臣家・寺社などに売却・寄進し、 d部分について、以上の点について百日以内に報告するように。 b部分について、 当代以降の勅旨開田をやめ民に負作させる。 また王臣家などが買取り・受寄をした場 (a部分の具体化の第 a

である。 ることを意味するとしているが、これは従来の研究史の欠点をついた正しい指摘であると考える。 態の変化と関連づけて考える従来の観点を批判し、それに基づいて「令民負作」というのは勅旨田の田 開 H まず勅旨開田の系列の庄園整理について(b部分)、この部分について従来の研究史には二つの問題が を勅旨田と同義としていることであるが、他の一つは「令民負作」の部分を庄園経営の面からのみとらえていること 後者について、 泉谷康夫氏が「勅旨開田の停止は土地所有にかかわる問題として述べられている」として経営形 ?ある。 主権を百姓に与え つは

に対する対応策を提示しているのである。

~ d全体として、

現状把握部分で王臣家・寺社の庄園集積を二つに整理して把握しているのをうけて、

この二つそれぞれ

以下やや詳しくほり下げてみる。

降 ついては、 を \mathbf{H} 主権を一般農民に付与することをのべている。 1地も庄田とは認めず本主に返還させることをのべている。 一切禁止する、 . の 泉谷氏の指摘に従い「令民負作」を土地所有の側面からみるならば、 ・庄域内の新規開発田および当代以前から存続していても買得田であることが明らかなものは の部分は当代以降の勅旨開田すなわち醍醐天皇以降に開かれた庄田は所有関係から云って庄田とは認めず、⑤ その内部 従って新規の大規模分割地新設は以後行なわない、②当代以前から存続している既存の大規模分割地 に おお いて当代以前から庄田として存続してきている公験の明確なものの また「其寺社……本主」 以上まとめるとこのり部分では、 の部分は買得などで庄園に吸収されてい b部分は次のようにとらえうる。 みを庄田として認 ①今後における庄田 いずれも庄田としては認 「当代以後…… 、る他 その田 0 増 加 0

めない、 以上の方向での庄田整理の原則を打出しているのである。

のであり、 のである。 収公を行ってい これに基づいた未開地の王臣家・寺社の手による占点の禁止をあらためて強化するよう命じている。 所占之地、 地を調査し、 · b部分と深く関連するのが②官符である。 その意味で両者はきりはなしえない存在なのである。 以上で明らかなように②官符は④官符対応策も部分での志向を歴史的・理念的に裏付けるべく出された官符な 不論先後皆悉還公」を命じ、 。 る。 。 由来の明確なものと在地の共同体が王臣家の地と認めたものとは庄として存続を認め他は本主への返還や ②官符はこの延暦庄園整理令を引用しつつ大規模分割地系列の庄園の整理の基準を示そうとしてい 延暦一〇~一一年段階の山城・摂津で実行されているのをみると王臣家 この官符は延暦三年 ・(七八四)に出された延暦庄園整理令を引用しつつ、 この延暦三年官符は 寺社

系列の庄園における既存庄園の内部の整理に対応する事項である。 示される既存庄園について公験が正当で国務の妨げにならない田地のみ庄田として認めるということであり、 系列の庄園における今後の新たな分割地の設定禁止に対応する事項である。 次に百姓の田地・舎宅の集積により成立する庄園の整理についてみていく 「且夫百姓……解却見任」の部分で示される今後における百姓と王臣家・寺社の私的結合の禁止であり、 他の一つは「但元来……不在此限」 (c部分)。 これは二つの方向で行われる。 勅旨開田 旨開田 の部分で 0

きりはなしえない 天平勝宝年間の官符を引用しつつ、このc部分を歴史的・理念的に裏付けたものとみてよいのであり、 「のc部分との関連のもとに出されているのが③官符である。 それに違背した庄家の没収を命ずるとともに券契分明の庄家の存続を認めている。 関係にある。 ③官符は百姓の私宅を王臣家・ 寺社が この官符は天平年 庄家と号して吸 その点で両者

みた通りである。 以上④官符の内容をみてきた。 また①官符は社会的分業の場として未開地を分割することを規制したものであり、 なお②③官符については④官符の対応策部分を補強するものとして出されたことは先に ②~④官符と基本点

では変らない。 すなわち四官符全体として、王臣家・寺社のさまざまな形態をとった庄園集積を抑止することを志向して

① 『新訂增補国史大系類聚三代格』六〇七頁

いるのである。

- 氏同書書評(『史学雑誌』八五-二)である。 両氏は寛弘九年(一〇、竹内理三氏編『体系日本史叢書・土地制度史Ⅰ』所収)・中野栄夫必要性を指摘しているのが、稲垣泰彦氏「律令制的土地制度の解体」のように官符国符類を二つの部分に分けて把握し分析することの
- ③ たとえば村井氏はこの部分を勅旨田の経営方式における国衙の直接

一二)和泉国符案を素材にそれを行っている。

般が問題にされていることを指摘しておきたい。 第二 はこの部分にれについては動旨田のみでなく国家公認の大規模分割地系列の庄園全の場合も勅旨開田を勅旨田と同義としてとらえていることである。この場合も勅旨開田を勅旨田と同義としてとらえていることである。第一は氏

- されていることを無視していることである。いいかえると、当代以降の庄域内開発田の田主権に限定して問題が出いいかえると、当代以降の庄域内開発田の田主権に限定して問題が出いるのを無視していることである。
- ⑤ ここで国家公認の大規模分割地系列の庄園を助旨開田すなわち勅旨のここで国家公認の大規模分割地系列の庇耕地の整理に主力がおかれてい。これは整理令の狙いが庄園内部の既耕地の整理に主力がおかれてい。これは整理令の狙いが庄園内部の既耕地の整理に主力がおかれていることに由来するのであり、整理令は未開地と耕地を含む庄園全体の規制を第一義においているゆえに、勅旨開田の規制という表現をとっているものと考える。
- (『日本史研究』一六五号)を参照。 延暦庄園整理令については、拙稿「初期庄園の形成と展開」第二章

第二章 延喜庄園整理令の史的位置づけ

平私財法を出発点に形成・展開していく律令国家の大規模分割地規制(庄園規制)の構造と特質についてみた上で、それと 符が八世紀中期~九世紀前期に出された官符で占められていることに示されるように、九世紀前半に完成する律令国 ので、本章ではそれをふまえて整理令の史的位置づけを行っていく。この整理令はそれを構成する①~④官符所引の諸官 大規模分割地 (庄園) 規制をふまえて出されたものであることに大きな特質がある。そこで本章では、まず八世紀中期の天 前章で整理令が二つの形をとって展開する王臣家・寺社の庄園集積の規制を志向したものであることを明らかにしえた [家の

മ)対比で整理令の史的位置づけを行っていきたい。

第 前 大規模分割地規制の形成

本節では大規模分割地規制

の形

成過程についてみていく。

吉田孝氏が指摘するように、の

八世紀から九世紀に

かけて開

が この法に基づいて設置された庄園は庄内開発田の私財化が認められる点で私的所有地化の方向をもちつつも、 であり、 が進展していくなかで、 いう特質をもつものの、 面積内での未開地の公的分割の承認とこの公的分割地内の開発田の私財化の承認という二つの面をもっていることである。 [内部の未開地についてはその利用に関して何らの規制も加えられていないことである。 法が在地の共同体成員の行う小規模な未開地の占点・開発については視野に入れておらず、 責任をもつべき賜与地である。 は私的所有地ではなく律令国家が位階に応じて王臣家・寺社等に賜与する公的分割地であり、 その最初のあらわれが天平年間の墾田永年私財法である。 位階に応じて熟田が与えられる位田に類似した性格をもっているといってよい。 熟田外に広がる新規開発田および未開地を熟田と統一して把握しようとする志向を国家は その点で大規模分割地は還公規定がなくかつ内部の開発田の私財化が認められてい この私財法について、 その特質の第一はこの法が その結果として公認した庄 その開発・経営には 特質の第二はこ 庄園そのも もつ ると 国

さしあたりの対応策であった。 模分割とその内部 もおびやかす存在となっていく。 の 開発が禁止されるが、 天平神護元年(七六五)に墾田禁止令が出され農民の小規模分割地を除いて未開地のつく未開地占点 = 庄園設定は、在地農民諸層の共同体慣行に基づく未開地での生産活 これは庄園の展開が農民諸層の生産活動を妨害することに気付い た律令国 大規

以上の特質をもつ私財法に基づく未開地占点=庄園設定は、

活動を

法が復活する。 亩 |禁止令で| この復活私財法では未開地の分割が再び認められているが百姓を苦しめるような分割と開発の禁止が明記 日 |未開地の大規模分割と開発を中止させた律令国家も数年後の宝亀三年 (七七二) にこの 禁制 をとき私

権の行使に歯止めをかけようとしているのである。 されている。 つまり農民の共同体慣行に基づく諸権利の全面的な否定いいかえれば分割地内未開地への無限定な絶対支配 その点でこの復活私財法が天平私財法(私財法原型)には欠けていた分

割地の内部規制が法令上にあらわれる第一歩をなしているといいうる。

第二節 大規模分割地規制の構造と特質

の農民用益地のあり方について延暦一七年一二月官符を素材に簡単にみておく。この官符で農民用益地としてあげられて 官符・弘仁格私財法の三通の法令によって代表されるが、本節ではこの規制の構造と特質について分析していきたい。 いるのは、①民要地、 復活私財法をふまえてその完成した姿をあらわす大規模分割地規制は延暦庄園整理令・延暦一七年(七九八)一二月太政 この大規模分割地規制の狙いは農民の用益地への大規模分割の侵攻の阻止におかれているのであるが、まずこの時点で ②五町以下の私功を加えた林、③墓・牧・塩山、である。

摂津国嶋上郡の場合に吸収した王臣家・寺社が本主の百姓に返還せねばならぬとある「野」と同じものである。すなわち 年の墾田禁止令に当土百姓の一~二町の占点と開発はひき続き認めるとある小規模占点地、延暦庄園整理令の実施された それを維持するために必要な溝池など)をさすものである。 『相伝加功成林』・「墾田』・「野」と表現こそ異なれ、多角的に用益されている農民諸層の小規模分割地を指しているので まず①について、民要地とはかつて筆者が定義したように農民の基本的生産活動の場(ロ分田を中心とした水田および 最後に③について、これらは基本的には共同体成員が上毛を利用する共同用益地とみるべきものである。 貞観一三年(八七一)閏八月太政官符に「件等河原、是百姓葬送之地、放牧之処也、而今有聞、愚暗之輩不顧其由、@ 専失人便」とあり、 墓地であるとともに牧地である河原が上毛利用を中心にした農民の活動の場となっている 次に②について、五町以下の私功を加えた林とは、 それはた

ことで明らかである。

林

地區

4)

まずこの政策のあり方を示す三通の法令の内容を整理すると次のようになる。

(上みてきた公地と私地との定義をふまえて大規模分割地規制を軸にした律令国家の土地政策につい

しゝ O に 小規模分割地も共同体規制のもとに 水田 ..きりはなしえない存在である。 [®] ずれを欠いても農民の生産活動に支障をきたす有機的な関連を持った地であり、 これら①②③の相互連関につい (民要地) が .共同放牧地になっていることが指摘されてい .てみておく。 また共同用益地と民要地の関連についても、 .おかれた個別用益地とでも云うべき存在であり、 共同用益地が共同体規制のもとにある存在であることは云うまでもない 、 る。@ すなわち①②③は相互に転化する可能性をもち、 山野 その意味でこれら一 河川敷などの放牧とならんで収 両者は共同体規制のもとにある 連の地は共同 体 か が、 規 0 後

制下におかれた一定の広がりをもつ農民の生産活動の場である、

といってよい。

要地 ち後者についてはさらに細分化すると、 的に云うと次の二つの要素から成り立っているものと考える。 公地という用語はしばしば史料上にあらわれるが私地という用語はあまりあらわれない。 いて公私の地を区分してその堺を明らかにし公地では百姓にその利を共にせしめるという意味である。 3 るのは延暦年間以降である。 立っている。 この当時あらわれる用語を軸にして整理しておきたい。 以上の農民用益 (『百姓農桑地) ここと 律令国家は@のともに公地として把握しようとしているのであるが、 「勘定公私之地、 一地のあり方をふまえて、 と公私共利の地 『続日本紀』延暦一○年(七九一)六月二五日条は延暦庄園整理令の実施過程を示すもので 各令有界、 (=上毛利用が百姓に解放される未開地)の二つの構成要素から成り立っている。 ③大規模分割地内の未開地、 三個の法令に代表される大規模分割地規制のあり方について公地と私 恣聴百姓得共其利」という形で始めてあらわれる。 まず公地について、 ③私治田 = 墾田、 ^⑤分割されていない 一般の未開 公地は吉村武彦氏が指摘しているように、 **⑤五町以下の私功を加えている限りで** ③を明確に公地として把握しようとす この私地は公地との対比で結論 これは大規模分割 地、 次に私地につい の二者から成り 地とい 地 この 内に あ ż 民 う

てまとめて

、おきた

①延暦庄園整理令、

王臣家

寺

社の

未

られるのは私功を加え続けている地に限るということ(三年不耕原則)及び大規模分割地の設定のあり方に制限を加えるこ られ、 強化 の開発田の私財化を認めた法令である。 と(百姓有妨の地の占点禁止)が法令上明確になる。 (上毛利用の解放原則) 代りに百姓有妨の地の占点禁止と三年不耕原則(P項)があらわれていることである。 を計るとともに後者の保護を打出している法令である。 注意すべきは天平私財法にみられた墾田占点面積の位階による制限(B項)がけず ③弘仁格私財法、 このD項により私地化を認め 未開地の分割と内部

あり、 ものである。 ことが法の視角から欠落しておりそのためにこれら個別用益地が吸収されていくケースが多くみられたが、 の内部規制が明確に打ちだされていることである。 以上のような形での大規模分割地規制が K いることである。 し上毛利用解放原則・三年不耕原則を適用するという形であらわれる。 ついては公地の枠からはずしているが、 個別用益地 以上の三通の官符にあらわれる律令国家の大規模分割地規制は次の二点にまとめることができる。 その範囲が一連の農民の用益の場におよぶことがないようにされている。 そして大規模分割地は、 共同用益地をきりはなしえない一連の土地としてとらえ、そこへ大規模分割の手がのびることを禁止して そこでは民要地に中心がおかれこれを国家が把握すべき公地としてとらえる。 この一連の農民用益地の場の外縁部に広がる未開地上に設定されるべ : 法規上明文化されてきているのである。 これは民要地上での生産を確保するためにより自由な用益を農民に認めてい それは分割地内部の開発田は私地として認めるが未開地は公地とみな 天平私財法段階では農民 第二点は設定を認められた大規模分割 個別用益地 その第一 0 個 この段階では きものなので . 共同用益地 点は民要地 別用 る

の展開過程を象徴的に示すといえる。の 排他的 で天平私財法→宝亀の復活私財法→弘仁格私財法という墾田永年私財法の内容の変遷過程が律令国家の大規模分割地規制 以上の二点に要約される規制は天平私財法における分割地の内部規制の欠落のなかで進行する分割地の王臣家 独占的 な支配の進行 ·への 歯止めをかけた宝亀の復活私財法を展開させたところに成立したものであり、 その 寺社

第三節 延喜庄園整理令の史的位置づけ

内容についてである。それについて東大寺領因幡国高庭庄の例を素材にみておく。 のうち第一はこの系列の庄園のこれ以上の増加の抑止を計っているのである。 て成立する庄園のそれぞれがいかなるものであったかをみた上で、 打出されているのは、 まず勅旨開 前節までで、 本節ではそれをふまえて整理令の実施過程について勅旨開田の系列(大規模分割地の系列)の庄園と農民の私地を集積 $\ddot{\mathbb{H}}$ 天平私財法を出発点に延暦・弘仁年間に至り完成する律令制の大規模分割地規制のあり方についてみてき 「の系列の庄園の整理の実施過程について、 第一に今後の大規模分割の中止であり、 整理令④官符対応策部分で勅旨開田 第二に当代以前より存続している庄園の整理である。 整理令の史的位置づけについてみていきたい。 問題は、 第二の既存庄園の整理の具体的 の系列の庄園の整理 の ため な

坪ごとの詳しい耕地情況を書き上げた坪付勘文を添えて庄の現状報告を行っている。⑭ を要求し、それをうけた太政官が因幡国司に現地の情況報告を命じている。 のと考える。 |整理令発布直後という点からみても明らかに整理令に基づいた既存庄園の再編・整理の動きの一環としてとらえるべき 延喜五年(九〇五)一一月因幡国司解案によると、 その観点からみた場合、 既存の勅旨開田系列の庄園の整理は第一に東大寺が聖武天皇による勅施入を強調 東大寺は太政官に他人所領になっている高庭庄全域の東大寺 因幡国司はこの命令に基づき庄域内庄田 この延喜五年の高庭庄をめぐる動 への 返還 0

、るように当該庄園そのものが律令国家公認の大規模分割地であるか否かを調査する、

さらに第二に勅施入庄であるか否

公認された庄域内の庄田各筆についてもそれが国図上で正当な庄田として記載されているか否かを (188)14

あつかわれたか、 次の問題は、 既存の勅旨開田系列の庄園において、 である。 これは高庭庄では明らかにならないので、 国図で確認された庄田以外の庄域内田 延喜八年(九〇八)正月東大寺領播磨国某庄別当解 地 (新開田が主) はどのように

調 か

の

確認のみでなく、

査する、

という形で行われていることになる。

素材に考えていく。

明白也、 使不付国図天 右 家御牒於国被奉上、 御庄田之坪内、 而収納使猶乖判旨、 件御庄田之坪々四至之田班見年、 件庄田、 未開地随水便、 不付国図田、 被国図付注定、 頗以年々発開田也、 称強負取已了、是尤寺家永愁也、 幷所被庄家付負官稲等被省免、 件新開田等之租米勘取事甚、 然則毎年寺家収納使、 仍注愁状請裁、 望請寺家政所裁、 因兹、 称勘益田、 於国不被取由愁申、 其地子米者、 以解 如是所漏国図庄田、 被収勘来也、 然則不可強取由之国判給事 可被裁付定由、 而以去年国収納 寺

延喜八年正月廿五日 庄別当沙弥薬能

内の こでは国収納使 官稲を免除してほしい。 れている庄域内庄田を図付するように寺家の牒を国にだしてほしい。そして国図に付注した上で庄家に付負わされてくる 図に付してい 租米徴収をしないように要望し、 一の収公 て毎年開発してきた。 内容を整理すると次の三部分に分けられる。 田地であることが明確であるのに件の新開田を国図に付することをしないで租米をとる。 (庄田とみなすことを拒否し公田とすること) と租賦課を強行しようとしている。 ない田をどうしても負取る(賦課する)と称している。 (国司が派遣したものであろう)は庄域内の未開地を新たに開発した田地であることを認めた上で、 ここで問題にしたいのは、 そして寺家収納使は勘益田ということでその地の米を収勘してきた。 国は強いてとらないという国判をだした。 ①庄別当の開発田についての主張、 ②の部分にあらわれている国収納使の主張と行動についてである。 ③庄別当の東大寺政所への要望、 しかるに国収納使はなお判旨にそむいて、 庄田のある坪のうち未開 これに対して庄別当は①③で庄域 ②しかるに国収納 そこで庄別当は播 このように国図に 地 は水 その開発 が使は 便に 冒 庄 . E 玉 K 随 域

田

られる

庄田の確認と表裏一体のものとしてあらわれるものである。 列の庄園内では公験の明確なもののみを庄田として認め、 えた庄域内新開 規規開 発田をそのまま庄田として認めるよう要求しているのである。 田の収公の主張であるとみてよい。 その意味で、 新開田・買得田は庄田とは認めないという整理令の原則をふま この庄域内新開田の収公の原則は、 ここにみられる国収 納使の主張は、 高庭庄でみた庄域内 勅旨 の系

以上の形で整理令が具体化されているのである。 て登録されているものに限る。 以上高庭庄と播磨国某庄とを素材に整理令に基づく既存の勅旨開田の系列の庄園における整理 それをまとめると、 ①公験の明確な庄園の存続をのみ許可する。 ③登録されている以外の田地は庄域内に存在しても庄田とは認めず収公して公田とする。 ②庄域内で庄田として認めるのは田図に庄田とし の具体的なあり方をみて

れ以上の 0 国土田庄を素材にみておきたい。 集積 に百姓と王臣家・寺社の私的結合に基づく私地の集積禁止、 次に農民の私地の集積によって成立する庄園の整理の実施過程について、 地については公験が明確で国務に妨げにならないもののみの存続許可、 増 加の抑止であるが、 問題は、 第二の既存の集積地の整理の具体的な内容についてである。 具体的には今後における両者の結合の禁止と、 ④官符対応策部分で打出されてい の二つである。 第一はこの系列の それを源昇家領近江 第二に ることは 庄園 一のこ

買得田一九町三反一三〇歩についてである。この一九町余は「已上元者、 たものである。 この庄は源昇→源後→源晃と伝領され、 正月一一日源昇家領近江国土田庄田地注文である。 ・貴豊庭等各立券所沽進也」とあるように、ここにあげられた岑雄・馬飼・豊庭と清滝直道の計四名から源昇家が買得 この田地注文ではこれら買得田を一筆ごとに書き上げているが、 晃の代に至って庄田地の この庄は五八町余の田地があり、そのうち問題になっているの 「券契色目」を勘録して進上したのが承平二年 為済所負、 その記載の特徴として次の三点があげ 当郡々司佐々貴岑雄・同大友馬飼幷 (九三

第一点は「十三条七里廿五坪二段酉同岑雄沽元人虫沽土」という記載例に示されるように各筆とも田地が源昇家に入る 16

乙浄刀自、 町六段百七十歩」と「後立券文十町三段三百五十歩」に大別されていることである。問題はこの前・後の具体的内容であ 清滝直道から源昇家に沽進された田地は全て「後立券文」とされているが、 この田地について 「已上元者、 以去昌泰三年十月廿三日券、 (記載例で云うと人虫→岑雄→源昇)を註記していることである。 即伝買得清淹保実領掌地也、其後其男同直道等、副本公験、 第二点はこの一九町余の買得田が「前立券文柒 限直銭拾貫五佰文所 安吉勝

文」というのは整理令を基準にした前・後とみうるのである。第三点は第二点と深く関連するが、書き上げられた各筆ご 沽進也」とあることが注意される。すなわちこの田地は安吉勝乙浄→清滝保実→清滝直道→源昇家と伝領されている。そ は整理令発布以後にずれこむとみてさしつかえないと考える。以上の推測が成り立つとするならば「先立券文」「後立券 しあとの延喜二年 (九〇二) 三月にだされているところからみて、保実から直道をへて源昇がこの田地を買得・立券したの (九一八)迄の間のことになる。史料的にはこれ以上巾はせばめられないが、延喜庄園整理令は昌泰三年一○月から一年少 して保実への移動が昌泰三年(九○○)一○月であるから、源昇家による立券(後立券)はそれ以後昇の没する延喜一八年

るが、恐らく提出先である国衙で田券と照し合せながら記入されたものとみるのが妥当であろう。すなわち国衙でも整理 とに朱筆で『先』『後』の区別が頭注の形で入れられていることである。この朱筆が誰によって記入されたのか不明であ

令より立券が以前か以後かについて追跡しているのである。

明確なものすなわち公験の不明確なものは収公すべきものとして位置づけている。 のとして位置づけている。第二点は集積の時点が整理令より前であってもその集積径路を明確にさせ、この集積径路が不の と第一点は買得庄田についてはまずその集積の時点が整理令より前か後かを明確にし、 以上土田庄を素材に整理令に基づく既存の私地集積の系列の庄園における整理の具体的なあり方をみてきた。 整理令以後の集積は収公すべきも 要約する

以上二つの系列の庄園における庄園整理のあり方をみてきたが、それをふまえて整理令の史的位置づけについて、律令

Ü

くてい

ないことを示すケー

スが

·一○世紀初頭にあらわれてい

制の大規模分割地規制との対比でみていきたい。

うな大規模分割地規制の枠をこえた庄園拡大の動きを根底で規定しているのは私地の増加とその変質の進行という事態で 0 である。 を始めることであり、 的には も中期以後になるとそれら庄園はこの大規模分割地規制の枠をのりこえた独自な動きを展開するようになる。 九世紀を通じて私地の量的な増大が進行するなかでそのあり方に変質がおこる。 私的結合により成立する系列の庄園のそれぞれの拡大の動きに連なっていくものであることは云うまでもない。 八世紀末以後、 先にみたように律令制下における私地とは私功投入を続けている限りにおい 農民的私地 一つは個別用益地が民要地・個別用益地 この二つの動きは延喜庄園整理令現状把握a部分で指摘されている勅旨開田の系列の庄園と王臣家・寺社と百姓 この大規模分割地規制のもとで勅旨田 (治田と私功を投入している林地とから成り立つ)および大規模分割地内の治田の二者から成り立っているが、 他の一つは大規模分割地において公地として位置づけられている未開地が私地に転化し始めること (小規模分割地)・共同用益地というサイクルを無視し破壊する形での 親王賜田などに代表される初期庄園が展開していくが、 て排他的占有を認められている土 それ ح は 九 。 の よ 加 紀

別用益地について内部の五分一以上を開発していれば残りの未開地に三年不耕原則を適用しないということが打出され は公私共利にすべきこと、 n るべき地として位置づけられている。 一承認するということを意味するものであり、 まず農民的私地のあり方について、 次に大規模分割地内未開地については大規模分割地規制では公地すなわち三年不耕原則 れは五分一 以上の開発という制限はつけられているものの私功投入の有無にかかわらぬ未開地そのもの という上毛利用解放原 寛平八年 (八九六) 四月二日太政官符「応改定判給占荒田幷閑地之例事」 ところが九世紀中期頃から「勅旨幷親王以下寺家」 在地における未開地そのものの私地化が進行していることの反映とみ 則 穴があらためて強調され、 また三年不耕原則についても庄域内未開 が占点した墾田 ·上毛利用 解放原 地 で農民 の 則 未開 が の私地 貫 Ć 地で の間 徹 0 ょ 7 個

別用益地自体が私功の投入の有無にかかわらぬ私的土地所有化を強めていくなかで庄園も私的大土地所有への傾斜を強 大規模分割地規制の理念に基づい て既存庄園の私的大土地所有 への転化抑止 (庄域内新開田の収公と整理令以前の公験明確な た法として位置づけられる。 所有への傾斜を強めていく。 以上の情況のなかで王臣家・寺社と百姓の私的結合によって成立する庄園 大規模分割地系列の庄園では庄域内未開地は公地という原則がその力を失うことで庄園そのものの私的 この法では今後における庄園の拡大(未開地分割と私地集積)を禁止するとともに、 整理令は国家がこのような在地で進行している事態に対応してそれを規制するために出 (個別用益地の集積で成立する庄園) ではこの 律令制 大土地 Iされ 個 0

庄田のみの存続許可)を打出しているのである。このように位置づけうる整理令の特質はまとめると、

次の二点になる。

内での整理という方向が出されている。 う原則に立っている点で大規模分割地規制の理念をひきついでいるといってよい。また個別用益地を集積して成立する庄 先にみたように大規模分割地規制では庄域内未開地は公地という原則であった。ところが「令民負作」では未開地規制 現状把握部分では庄園の拡大抑止を支える根拠として提示されているのが律令制の大規模分割地規制であり、 方向での庄園規制が現実に施行されていったことは、先にみた高庭庄・土田庄の例で明らかである。 巛れぬまま新規開発田は公田という原則が導入されている。これは庄園そのものを私的大土地所有としては認めない◎ [においても公験明確なる田地のみを庄田として認めるとしているが、 の特質はこの法がその基本を律令制の大規模分割地規制の理念の継承においていることである。 また対応策部分では勅旨開田規制の条項にあらわれる「令民負作」 これも同じ理念に立つものである。 ④官符で云うと、 そして以上 が注意される。 律令制の枠

ある。 家の新たな土地政策の一環という性格をもっており、 整理令の第二の 時 図内の荒廃すなわち班田図によって把握されている民要地の荒廃の進行と帳外すなわち大規模分割地 点の 国 特質は、 家の 土地政策を示めす一つの史料として延喜二年三月一三日太政官符 基本原則を律令制の大規模分割地規制の継承におきながらも、 それに基づいた大規模分割地規制の修正がほどこされていることで 一〇世紀初頭という時点での国 「応勤行班田 事 が ある。 共同用

らわれとしてとらえうる。 令が庄域内の未開地は公地という大規模分割地規制の原則にかえて新規開発田は公田という原則を導入しているのも、 九世紀の土地支配方式を放棄して、 の対応策の眼目は、 益地などの開発の進行という現状をふまえて、対応策として校田およびそれに基づく班給という方向が出されている。 のような既耕田と未開地の統一 民要地・個別用益地・共同用益地という形での既耕田と未開地を有機的に関連させて把握するという、 的把握の断念と既耕田のみの把握という一○世紀初頭での国家の土地支配政策の転換のあ 既耕田のみを国家が把握するという土地支配方式を打出しているところにある。 整 理

団氏「公地公民について」(『続日本古代史論集』中巻)四二五頁、四五八頁。

● 前稿「初期庄園の形成と展開」(『日本史研究』一六五号)第二章において、築者は天平私財法を『続日本紀』記載通り、開発田の私財化などを認めた▲項・C項および位階による占点面積制限を定めたB項、の三項目から成り立っており、占点手続き・占点の有効期限を定めたB項、の三項目から成り立っており、占点手続き・占点の有効期限を定めたB項、の三項目から成り立っており、占点手続き・占点の有効期限を定めたB項、の三項目から成り立っており、占点手続き・占点の有効期限を定めた野店によって成立するという立場をとっている)。このD項不存在の立場に立つと、占点地が未開である間の規制については天平私財法では触れられていなかったことになる。東大寺領越前諸庄は七五〇年代に野店によって成立するが、その野占は在地農民の口分田・治田が存在野占によって成立するが、その野占は在地農民の口分田・治田を除いた未開地への東大寺の先出権で確立する。これは在地の共同体慣行を無視した、土地への絶対的支配権を付与した未開地地の共同体慣行を無視した、土地への絶対的支配権を付与した未開地地の共同体慣行を無視した、土地への絶対的支配権を付与した未開地があった。

宣卷一五)。

(5)

- 『続日本紀』延暦三年(七八四)一二月一三日条
- ⑥ 『類聚三代格』卷一六。

7

- ③ 『続日本紀』天平神護元年三月五日条。
- ④ 宝亀三年(七七二)一〇月一四日太政官符「聴墾田事」(『頻聚三代

0

五町以下の私功を加えた林、⑥墓地・牧地、⑥官の必要とする地、

止し、民要地部分以外での小規模分割地設定の承認とその内部での上 限定がつけられている。この限定をつけた意味であるが、 ころが吉村氏のように民要地を百姓農桑地と公私共利の論理を貫く未 地内部にのびていくことを禁止している、とみるのが妥当である。と 限り禁止されることはありえないのであり、小規模分割地が百姓農桑 開地に向って拡大していくことについて面積制限(五町以下)を守る 見方が正しいとすれば、小規模分割地が公私共利原則の適用される朱 毛利用解放原則の適用除外の承認をのべているものと考える。以上の 内部に私功を加えた林(=小規模分割地)がくいこんでくることを禁 三者をあげているのである。そしてこのうち回に「非民要地」という 「民要地」

『類聚国史』巻一八二、延暦一一年(七九二)四月二日条

民要地は百姓農桑地のみを指す、とすべきものと考える。

進出と同様に禁止されるということになり、不自然である。その点で 開地の二つから成り立つとすると、未開地への進出も百姓農桑地への

林田→常荒というサイクルを形成している場合、および林地になって ると小規模分割地は、安定的な水田・畠地になっている場合、林地→ →林田(水田と畠の両様がある)→常荒(林田としての用益にたえら 業の場では、林地 (ハンノキその他有用度の高い樹木が育てられる) 〇年ぐらい作物を栽培し、また林にもどす」農法である。この林田農 たあとの火入れをしないで切株を序々に取りのぞきながら畑地とし一 家地経営」・『史林』五九 - 三)。それによると林田農業とは「伐採し 氏の分析した林田農業のあり方である (「八~ 一〇世紀の林田農業と 益地とみるべきものである。なお畑井氏はこの個別用益地(常地とも いる場合、などさまざまな形態をとって用益されている農民の個別用 つの用益サイクルを形成している。以上の林田農業のあり方をふまえ れずかつ樹木が育つまでの間)が互いに有機的な関連を保ちながら一 この小規模分割地の実体をみる上で重要な示唆を与えるのが畑井弘

> あり、家地一般でとらえるのは正確ではないと考える。 部に広がる共同体規制下の未開地を占点することで形成されるもので よばれる)を「家地」としてとらえている。しかしこれは民要地の外

『頻聚三代格』卷一六。

に占営されている(個別用益地の拡大)ことがのべられており、実体 貞観一三年官符 (本章註⑩)で共同用益地である河原が「愚暗之輩」

所収)、荒木敏夫氏「八・九世紀の在地社会の構造と人民」 面でも両者はきりはなしえない。 河音能平氏「二毛作の起源について」(同氏『中世封建制成立史論』 (『歴史学

研究』一九七四年度大会特集)。 吉村武彦氏前揭論文。

りであり、本文のように訂正したい。 に区分しその堺を明確にする」(同上号三五頁)と解釈しているが誤 所有することを認める地)と公地(没収して国家のものとする地)と この史料について筆者は前掲「初期庄園の形成と展開」 「使は私有の野地を収公し、その上で私地(大土地所有者が引き続き

認められる地であり、かつ「常土」の一部として売買が認められてい という制限つきではあれ功を投入していれば上毛利用の排他的独占が 地から除外される地目として位置づけされている。この地は五町以下 地を私地と直接に明記した史料はないが延暦一七年一二月官符では公 私地は墾田という意味を含んでいる。次に⑤について、功を加えた林 る。すなわち後紀で云う「私地」は跡説の「私治田」と同義であり、 になるし、労力を投入して開発した場合は「私治田」となるとしてい 新しくできた土地について労力を加えないで佃食しうるものは口分田 て「私地」としているが、これに関連して『集解』為水侵食条跡説で ると、西岸が流失し「公田」が損じた際東岸に新たにできた地を点じ ③について、『日本後紀』延暦二三年(八○四)四月二七日条によ

七六年度大会報告〕が触れている)。 やや異なるが河内祥輔氏「班田収授制の特質」・〔『歴史学研究』一九 がなされ続けている限りにおいてである(このことについては視角は いずれの形態をとるにせよ私地を公地から区別する根拠は私功の投入 る地であるところからみて私治田と変らぬ私地とみなしてよい。なお

- 民的土地所有形成の原基ともいうべき存在である。 制下においては農民にとって安定した私的活動の場であり、中世の農 の農民的私地は三年不耕原則が働いている点で土地そのものの永続的 て私功を投入する限りにおいて五町以内は私地として認められる。こ ・安定的な占有という意味での私的土地所有とは云いえないが、律令 とくに個別用益地について注意したい。これは民要地の補助地とし
- とである。氏の云う公地政策は八世紀前半においても理念的には存在 内容が律令制下において変化していることを明確にとらえていないこ を加えた林地)との対比で把握さるべきである。第二点は公地政策の るが、公地(百姓農桑地と公私共利の未開地)は私地(私財田と私功 とらえていないことである。氏は公地を私財田との対比でとらえてい 点を問題点として指摘したい。第一点は公地を私地との関連で明確に ある」(前掲論文五七頁)とされている。この所論については次の二 それは貴族・豪族層から百姓層とその農桑地を保護・確保する政策で 盤に他ならぬ百姓層にかかわる土地に焦点をあてた政策の概括である。 だしている。この公地政策とは「律令国家の土地政策のうち、国家基 れている用語であるとし、この定義をふまえて公地政策という概念を 公私共利の地の二つより成り立つものであり、私財田と明確に区別さ 最初である (同氏前掲論文)。 そこにおいて氏は公地を百姓農桑地と 地について正面からとりあげその持つ意味について分析したのは氏が 吉村武彦氏の公地についての所論の問題点を指摘しておきたい。公

がその具体的な姿をあらわすのは延暦年間以後なのである。 共利の地すなわち公地として把握すること、の二点が中心的な内容 姓農桑地の外部に広がる未開地を大規模分割地内未開地を含めて公私 **桑地を民要地としてとらえそれを公地として把握すること、さらに百** なるのは延暦年間以降である。すなわち公地政策(具体的には百姓農 の王臣家・寺社の排他的・独占的支配を抑止することが法令上明確に の内部規制について、内部の未開地を公地としそれによって分割地

- 東南院文書二-五七二 (大日本古文書東大寺文書之二)。
- 二-五三七)。 延喜五年九月十日東大寺領因縣国高庭庄坪付注進状案(東南院文書
- 平安遺文一一一九八。
- 平安逍文一 二三九。
- 大日本史料第一編 四、延喜一八年六月二九日条参照
- は不明である。 ただしこれは理念であって、承平年間に現実に収公されたかどうか
- 『頻聚三代格』卷一六。

24)

- 『続日本後紀』承和五年(八三八)八月七日条。
- は三年不耕原則はすでに働いておらず、どのような開発田であれ全て やめるように主張している。この主張の特質は庄域内未開地について じに扱うのはこの庄にとどまらない通例であるから、勘益田の収公を 開地での新開田は国図上に記載されない間でも勘益田と称し庄田と同 庄田という原則が前提となっていることである。 延喜八年正月播磨国某庄別当解(本章註⑩)で、庄別当は庄域内未
- り王臣家・寺社のそれにはきびしい制約が存在することを四通の官符 き他の三通は神護の墾田禁止令、宝亀年間の復活私財法、および延暦 を引用しつつのべているが、そのうち天長元年(八二四)の官符を除 21

b部分において未開地の開発・請作は百姓に許容されているのであ

したであろう。しかし王臣家・寺社のもとに密積される大規模分割地

だらら。
で自符であり、いずれも律令制の大規模分割地規制の系譜をひく官符の官符であり、いずれも律令制の大規模分割地規制の系譜をひく官符の官符であり、

と新開田など(公田)の二つで成りたつものとして把握しようとしている整理令の原則は、大規模分割地を公験の明確な田地(庄田=私田)がる整理令の原則は、大規模分割地を公験の明確な田地(庄田=私田)対して先掲播磨国某庄における国収納使の主張に典型的にあらわれてと未開地(公地)の二つで成り立つものとして把握している。それに②を、計算を表現を表現を表現を表現を表現している。と、大規模分割地規制では大規模分割地を耕地(私地)

いるのである。

❷ 『類聚三代格』巻一五

一本にしばられ、未開地把握がきりすてられていることの反映とみて的である)のも、一○世紀の初頭時点で国家の土地政策が既耕田把握れていない(庄域内未開地規制がしばしば出されてきた九世紀と対照原則や上毛利用解放原則などの規制について触れたものは全くあらわ像 一○世紀の国家が発布した法令で、庄域内未開地について三年不耕

第三章 延喜庄園整理令と初期庄園

てみていきたい。 の意味を明らかにした上で、それをふまえて一〇世紀の庄園に対する整理令の影響はどのようなものであったか、につい で庄園そのものへの国家支配を貫徹するという形で具体化されていた。本章では、この公田(それに関連する私田も含めて) をみてきた。それは庄域内既耕田を全て私財田とはみなさず、公験の明確でない新開田および買得田は公田とみなすこと 前章で整理令は庄園の私的大土地所有への転化を律令制の原則に基づいて抑止することを志向している法令であること

のではないか」。すなわち虎尾氏は時期を異にして段階的にあらわれる公田の三つの用例をあげているのであり、 H 法の方が一般化した。例えば墾田・寺田などは私田とされ、口分田・乗田などは公田とされた。③一○世紀以後、更に公 が天平一五年(七四三)に発布されるにおよんで永年私財田が私田、それ以外の田が公田という観念が出現し、こういう用 を示している。「①大宝令本来の公田は無主田、私田は有主田であった。②ところが、令制の原則を破る墾田永年私財法 1の中から乗田が特に区別されるようになったが、これは九世紀末近くに出挙が純然たる地税と化したことに関係がある まず公田について、この公田概念をめぐっては多くの分析がなされているが、虎尾俊哉氏の次のまとめが研究の到達点の これを

 σ

別

は

国家が把握する地か私人の永続占有が認められ

る地かという所有次元で区分がなされていたが、

前章でみた公地 -私地という用語 の意味とあわせて筆者なりに整理すると次のようになる。

なる。 を指すようになる。 とならんで私地という概念があらわれる。この私地は私財田と功を投入している林地より構成されている。 して永年私財田を指すようになる。 という用語が 〇世紀以後、 A)公田概念の変遷。 私田は上毛利用解放原則・三年不耕原則が基本的に消滅したことにより私功の投入の有無にかかわらぬ永続的占有 それと並んで公地という概念が明確にあらわれる。 消 公田は輪租田を指すということになりその結果公田のなかから乗田が区別されていく。 滅する。 同 ①大宝令本来の公田は無主田の意味である。 .時に私田は不輸租田を指すという主張があらわれる。 B私田概念の変遷。 この永年私財田は私功の継続的な投入を前提とした永続的占有地の意味である。 ①大宝令本来の私田は有主田の意味である。 公地は公田と公私共利の未開地の二つから構成され ②天平私財法以後、 また私地という用語 公田は口分田 ②天平私財法以後、 が消滅する。 乗田 それと同時に公地 ③一〇世 私田 すように は それ 主と 3

よく示しているのが先掲延喜八年播磨国某庄別当解である。 家公認の大規模分割地は民要地・ 、九世紀後半からこの体制の変質が進行し、 ては開発田 以上の整理をふまえると、 には私地、 未開地は公地とすることで分割地そのものへの 先にみた公地 個別用益地・ ―私地という枠ぐみは②段階の情況を示すということになる。 ③段階に移行していく。 共同用益地というサイクルの外部に設定すべきものとされ、 この③段階における大規模分割地のあり方の特 排他的支配が禁止されるというものであった。 その体 その内部 制 では そし 汇

H 庄 域内新 は収公し(すなわち公田となし)租を輸すべきであるとしている。 [園名は不明であるが、この庄は九世紀段階から存続している勅旨開田系列の庄園であるとみてよい。 \mathbb{H} て公田 0 自動的な図付要請 私田 「の区分をふまえての争い !(庄田として確認要求)とその 庄田 かゞ た行われてい る。 すなわちここでは③段階の大規模分割地内田 の不輸租化を要求したのに対し、 具体的に云うと、 ②段階では公地 国収 納 この庄 (田)と私 使は で庄 地 庄 域内 地 Ō 別当 租 田田 0)

この解状では

租

舳

不をめぐる問題がクロ

1

う言葉はでてこないが、

域内新 を行うことにより、 0) 世紀後半から急速に進展していく墾田 階 の③段 家把握 租田 家が把握すべき地かそうでないかという所有次元での区分基準に租の輸・ は公験の明確な田地に限定し、 !の区分基準をふまえていることは明らかである。すなわち整理令は庄園そのものの私的大土地所有への傾斜、 [を主張しているのである。 (階の公田 - 私田の区分基準と整理令の関係についてである。 0 田 田 は公田であり租を輸すべきであるという主張、 輸 租 田 大土地私有化や墾田(=庄田)の不輸租化の動向を抑止することを狙って出されたものである。 私田 = 私人の永続的占有地 = 不輸租田という新たな区分基準があらわれているとい 以上のことから庄域内田地をめぐって③段階においては、 新開田は庄域内に存在してもそれを公田とみなし輸租にさせるという方向での 「の不輸租田化という動向、 が :整理令の原則そのものをのべたものであったが、 をふまえ庄域内において庄田 先にのべたように、 不という次元での区分基準が接合し、 播磨某庄での国収納使の主張、 公田 私田 私田 0 不 区分基準として える。 輸 租 これが③段 田と認め 公田 間 庄園整理 および九 題は 庄 玉 玉

子の施入(両者ともこの大山庄の例が初出) ことの要求) 庄を中心的な素材に考えてみたい。この庄では延喜一五年(九一五)に庄域内新開田の図付要求(新開田を庄田として確認する 以上のことをふまえて、)が出され、 また同二〇年 次にこの整理令が打出した原則が一○世紀の庄園内部でいかなる形で定着していったかを大山 (九二〇) には庄司・庄子の施入が行われている。 のもつ意味を、 天禄三年(九七二)五月天台座主良源遺告にあらわれる岡屋® この 新 開田の図付要求と圧司・ 庄

ح |の二庄は九条師輔および角好子の所領であったものを良源が譲りうけその整備が積極的に行われた庄園である。

셄 鐵田 **収在券文** 田地百六十餘丁 両庄の例と関連させて考えてみたい。

本故九条殿御領、 薨逝給之後、 依御遺言被寄法華堂也、 田地本数百廿餘町、 進納地子年料二三十斛、 為院領以来、

内に

勘立田地百六十餘町、(出力) 申下官符、 免租税・官物、 募免庄司・庄子五十人雑役了、 年料地子毎年倍増、 去年納百六十余石也、

之方計也……

鞆結庄一処 所領田地六十餘

此庄元角好子先祖領也、 賜官省符於国、 故判事大属武連口入施入相副本公験永施入了、令 ~奉行下符在郡、 免除田地租税・ 上一門・ 庄子六十人雜役了……… 申事由於故坊城殿、 本御牒遺国立券了、 上皇御宇之日、 奏

全庄田 うと庄域内検田を行い本田数一二○町と云われていたものを一六○町の田地を勘出している。 \blacksquare 拁 朴 認 町以外の公田とされていた四〇町の庄域内新規開発田を庄田にくりこみ、 0 が ›中央の権門の圧力で庄域内の本来の庄田のみならずそれ以外の公田とされている新規開発田をも含めて全ての庄域内 めさせた、 |符圧であるゆえに圧家の開発した田を収公せず庄田として認めるよう求めていることをふまえると、)庄田化の要求をふまえて租税官物免除の要求が出され、 の 注田であることを国衙に認めさせる、 両 1の租税・官物免除の要求が出され、 民庄の ということであると考えてよい。 動きを整理すると、 第一 に行われていることは庄域内田 ということであろう。 国衙が認めている。 また鞆結庄の場合、 それが認められていったものとみてよいものと考える。 大山庄についても、 さらに両庄ともこのように新たに庄田化した田を含め 師輔に依頼して国衙に牒を送り立券しているが、こ 数 の確認とそれの庄田化である。 庄田を全体として一六○町にすることを国衙に この両庄の例をふまえると庄域内新 この勘出とは、 本来の庄田 岡屋庄 大山庄で官 の 合で云

る 諸庄での事態を延喜る という事態が進行しているのであり、 ①いづれも庄域内新開田の庄田化を認めるようさまざまな手段で国衙に働きかけていることに示されるように、 二年の整理令で打出されている庄園整理の基準のあり方と比較した場合、 一〇世紀中期の岡屋・ 鞆結両庄ではそれが完全に定着している、 次のような特質が指摘でき とみてよ 庄域 の

.おいて庄田と認められるのは国衙が正当な庄田と認めるものに限るという整理令の大原則は働いているとみなけれ

以上で明らかなように延喜一五~二〇年以後の大山庄では庄域内新開田の庄田としての認可とその庄田

の不輸租化

承認

ならぬ。 ②ただし整理令の原則では庄田と認められるのは整理令発布以前から存続しかつ公験の明確な庄田に限る筈であ

るのに、 これら諸庄では整理令の基準からみて公田となるべき庄域内新開田を申請により庄田として認めている。 つまり、

整理令の原則の一 部が修正されているのである。

らの庄域外における請作公田に賦課される臨時雑役免除の特権を要求するものである、という説を出している。 しいと考えるが③は疑問がある。 おかねばならぬのは臨時雑役の賦課対象についてである。 ②認可された庄田は臨時雑役の賦課対象には含まれない、③庄園における庄司・寄人の臨時雑役免除要求とは彼 鞆結両庄の動きを整理すると、 以下検討を加える。 第二に行われていることは庄司・庄子の臨時雑役の免除である。 木村氏は次の三史料を③の論拠にしている。 この問題については木村茂光氏が①臨時雑役の賦課対象は公田 まずここでみて ① ② は 正

代牧宰常に寺愁をいたし、或は四至を破り入勘し、或は本田を勘益して公田に加え、雑役を事に触れて差煩す」とのべて 領田が従来免除されてきたのに「今年国検田使、 いるように、 庄園内にいくばくの公田もないのに本田一四○町のうち六○町を公田であるとしてそこに加徴米三○石などを賦課してい (a) 寛仁元年(一〇一七) 一〇月官宣旨案、この史料は醍醐寺領伊勢国曽禰庄についての史料であるが、 としている。 国司は庄田の一部を公田とみなしている。 (b)長和三年(101四) 二月筑前国符案、この史料で観世音寺は碓井封田の「相博円田」化を求めて「近 田頭に臨むの日、 (○長和二年(一〇一三) 一一月弘福寺牒案、(悉以収公、 段米幷田率米色々雑物の勘責を付負す」の この史料で弘福寺は寺 醍醐寺は、 国司は

いる、とみるべきである。その点で木村氏の寄人等の庄域外請作公田への臨時雑役が免除されているという論は成り立たな ように圧域内の圧田と認められた以外の新規開発田等は全て公田であるから租税(この場合は臨時雑役)を賦課するという整 い。そうでなくて、ここで諸国衙の主張を支えているのは曽禰庄で庄域内田地六〇町を公田とみなしていることに示される この三史料において、諸国衙は庄域内の田地の一部を公田であるとみなして、そこへ臨時雑役を賦課することを志向して

この収公の妨げをやめてほしいとのべている。

以上の特質と内部矛盾をもつ庄園は一○世紀から一一

世紀中期にかけて広汎に存在するが、

これら庄園は庄田

の

定と

理令の だからこの新開田への租税・ 雑役免除の主張とは、 庄子の施入すなわち彼らへの臨時雑役免除確保の主張もこれと全く同じであろう。 が原 則そのものであるとみてよい。 庄域内新開田は整理令の基準からみると公田となるべきであるが、 臨時雑役は当然免除さるべきである、とするものであろう。 この三庄にみられる国衙の主張と対比した場合、 岡屋 延喜年間の大山庄であらわれる 国衙が庄田へ 鞆結両庄でみられ の転化を認め る臨時

庄司 • 以上岡屋・鞆結両庄を参考にしながら延喜年間の大山庄の動向をみてきたが、そこにおける特質は次の三点にまとめる

ことができる

あり、 認定基準が整理令で出された基準一本にしぼりきれていないのも以上のような王臣家・寺社の抵抗のなかで貫徹しきれ 立しているのはその最も早いあらわれである。 庄園で王臣家・寺社により一貫して主張されている。 限定するという基準を出している。 側で統一されてい ないことのあらわ 崩 整理令の原 ①国衙が承認した田地のみを庄田と認めそれ以外の田地は庄域内であっても公田でありかつ輸租田とすべきであるとす 田田 H 地地 先にみた延喜八年播磨国某庄で庄別当と国収納使とが庄域内新開田を自動的に私田とみなすか公田とみなすか につい 整理令以後の時点でも国衙が認めさえすれば庄田となるという基準を用いてい を公田とみなすか庄田 ż 訓 ルが 「件地随治開、 ない。 貫徹している。 れとみることができる。 ③庄田認可基準の不統一の理由の一つは王臣家・寺社側の整理令への激しい抵抗である。 永為寺家田」ことすなわち庄域内新開田 (私田)とみなすかという国衙と庄園との ②庄田の認可基準について、 しかし大山庄などここでみた諸庄では整理令発布という固定した時点で区切るので この対立は後に曽禰庄・ この主張は庄域内新開田は公田という整理令の原則と対立するので 整理令では整理令以前より存続しかつ公験の 碓井御封などにあらわれる庄域内の本田 対立という形でより顕在化 0) 庄田 (不輸租田) . る。 すなわち庄田認可の基準 への自動的 してい 転化、 る 明確 は 国 一〇世紀 な田 (庄田)以 庄域 0) が 庄 国 地 内 は

を出しているのがその初出である。 けそれを官省符庄とよんでいる事例はでてこない。 作られた偽文書であることが明らかにされている。 不輸租化の根拠として官省符を用いているところから一般的に官省符庄とよばれている。 とみるのが妥当である。 承平五年(九三五)一○月東寺伝法供家牒で庄園側が大山庄は官省符庄であるから田租・正税を免除してほしいという要求 初期に成立した権利の強固な庄園であり、 注意すべきは不輸 官省符庄の確実な初例とされているのは大山庄の承和一二年(八四五)九月民部省符案であるが、これは一一世紀に「日本代の一位のであるが、」といる。 『租特権をもつ官省符庄が平安初期に成立したということは厳密に証明されている事実ではないことで その点で、官省符庄とは延喜庄園整理令を契機に進行する庄園の再編のなかで、 すなわち、不輸租特権をもつ官省符庄の成立は九世紀にさかのぼらすことはできな ②不輸租という特権をもつ庄園である、ということが通説となっている。 官省符庄という言葉があらわれるのは一〇世紀に入ってからである。 その他九世紀の庄園関係文書で、 庄田としての確認と不輸 この官省符庄については①平安 九世紀の庄園 租を結びつ

的な庄田への転化という整理令の原則と真向から対立する王臣家・寺社側の主張が最初から併存し衝突がくりかえされ 官省符圧は、 その点で庄園内部を私地(私財田)と公地(未開地)とで構成されるものとして把握しようとしていた九世紀の庄園支配のあ 田と私田の二部分より成り立っており、 こにおいては国家は整理令の原則に基づき庄園そのものの王臣家・寺社による排他的・独占的支配を否定すべく庄園を公 り方を基本的にはひきついでいる。このように理念的には律令制の大規模分割地規制の枠の内部で再編されてあらわれる この官省符庄の形成と展開のあり方を最も古く示している例が本章でみた延喜年間以降の大山庄のあり方であるが、 しかし整理令の庄田確認の基準が貫徹しきれず一部修正されている例が出ていること、 八世紀中期の天平私財法を契機に展開する初期庄園の最終段階にあらわれる庄園としてとらえうるものと考 しかも公験の明確な田地以外は全て公田=輸租田として把握しようとしている。 および庄域内新開 田 そ 7

明するという形であらわれる庄園である、

といってよい。

再編してあらわれる一○世紀~一一世紀中期に固有な庄園であり、

庄田(不輸租田)であることの正当性を官省符により証

変える。

[内の公認された庄田とそれ以外の非庄田である新規開発田

(公田)の

差異の消滅は臨時雑役の人別

恐らく庄田と非庄田の差異の消滅のなかで、

そのものの私的大土地所有化が実現する前段階に達していることを見落してはならない。 に示されるように官省符圧の段階では庄園が律令制下の大規模分割地規制のもとから最終的に脱却して、

このような官省符庄の変質と関連して注目したいのはほぼ同一時期におこっている臨時雑役の人別免除から四至別 底からの否定であるとともに、 ②以上①は整理令を出発点にした官省符圧のあり方についての原則をのべているものであることは云うまでもない されている。 庄域内でも確認された寺田すなわち庄田と、 H を課そうとしたことについて、 の移行についてである。 の長和の段階ではこの原則が完全に形骸化しており、 「検田使は庄域の検田を行い、 租税を免ずるという国衙の慣例が明確にされている。 地であるが代々の国司が免除しているので慣例に従い寺田となし租税を免除する、 以上のような構造をもつ官省符庄も一一世紀に入るとともに変質していく。長和二年(一〇一三)に、 この①②で示されていることは、 地の この弘福寺領の例から一一世紀前半の官省符庄の特質として次の二点を導びき出すことができる。 、差異が消失し、 また確認された庄田は租税が免除され、 全ての既耕田の庄田化と不輸租化が進んでいるということである。 これは弘福寺領にみられる官省符庄の変質と同一事態を示しているものである。 弘福寺々領は寺田(庄田)と無色・無図に分れており、 本田(庄田)とそれ以外の田を区別し、この庄田以外の田を収公してそこに租税 官省符圧のあり方を規定している整理令の原則の否定でもあることは明らかである。 一一世紀前半の官省符庄では庄域内既耕田について庄田とそれ以外の公田とみなされ 無色・無図すなわち庄田以外の田とに分けられ、 庄域内既耕田の公田・ 無色・無図(公田)は租税を出すべきであることも明確にされてい 私田の別は事実上消滅し全ての庄域内既耕 という裁定を大和国衙がくだして 後者は公田であり租税を納入すべ これは官省符圧のあり方の 前者は私田、 弘福 ①理念的には同 すなわち官省符 後者は公田と 寺 Ó 臨時 所領 免除 なお、 内 、 る。 田 役 で

(免除のあり方を大きく

庄域内新開田は公田でありゆえに臨時雑役が賦課さるべきであると

きであるとする、 する主張が成り立たなくなり、庄園側は庄域内全既耕地が庄田化した以上庄域内への臨時雑役は自動的に全て免除するべ いいかえれば庄園に臨時雑役賦課ということそのものが成り立たないとする、いわゆる四至内免除の主

張をおしだしてくるのであろう。

律令制の大規模分割地規制の枠のもとで展開してきた初期庄園が最終的に律令制の枠を打破り私的大土地所有としての自 傾斜のくい止めを志向した整理令の原則に規制されて展開してきた官省符庄の解体を意味するとともに、八世紀中期以来 律令制的負担の全面的な立ちきり、という事態が一一世紀前期以後進行していく。これは初期庄園の私的大土地所有への 全般的に庄域内既耕田の庄田化すなわち庄園そのものの私的大土地所有化、およびそれへの田租・正税・臨時雑役など

について」「公田再論」(同氏前掲著書所収)が手引きになる。 公田・私田に関する研究の研究史整理については泉谷康夫氏「公田

10

己を確立しはじめていることを意味する

- 同氏「律令時代の公田について」(『法制史研究』 一四号、二二三
- 前掲論文四八頁)。 新島庄絵図」に「公地与寺地堺」と出てくるものである(吉村武彦氏 公地の史料上の初見は天平宝字二年(七五八)六月「阿波国名方郡
- 九一)六月二五日条の「勘定公私之地」という記載である 私地の史料上の初見は管見の限りでは『続日本紀』延暦一○年
- 泉谷康夫氏「公田について」第四章
- 延喜一五年(九一五)九月東寺伝法供家牒 (平安遺文一-二一二)。
- 7 延長二年(九二四)八月東寺伝法供家牒案(平安遺文一-二一九)。
- 8 平安遺文二一三〇五
- 延喜二〇年(九二〇)九月右大臣藤原忠平家牒(平安遺文一-二一

理令で出されている原則は形骸化しているものの、国家の庄園規制の ている。ここで云う本領田以外の新開田はそのまま観世音寺の領田と という原則はあるが、事が善根に関することなので「可従優免」とし ついて「至本領田者、領知可然、於新開田者、雖四至内、非可必領」 遺文二-五七五)によると、太宰府は観世音寺所領内の新規開発田に かったものと考える。長暦二年(一〇三八)太宰府政所下文案(平安 **整理令の根本方針そのものに重大な改変が加えられたという事実はな** 令の施行過程で整理令の原則が一部修正を加えられた事実はあるが、 が加えられたという指摘をしている。しかし本文でのべたように整理 の二点から整理令以後若干年をへた時点で整理令の方針に重大な改変 および百姓の名による治田の立券が抑止されるようになったこと、 公田という原則そのものとみてまちがいなかろう。このことから、整 して認めるわけには行かないという原則は、整理令における新開田は れていることに示されているように庄園の新設が認められていること、 これと関連して赤松俊秀氏は、延喜五年に大江御厨の新設が認めら

ことを確認しうるのである。基準として変更を加えられることなく一一世紀中期まで存続していた

である。この史料は先にみた東大寺領因幡国高庭庄の返還要求の史料 更を示す事例とは云いえないのである 所有の研究』二七二頁)、 という指摘の通りであり、 整理令の原則変 園における整理令の実施過程を示す例としてみるべきものである。 次 あり、整理令以前より存続していた御厨について、調査の上で整理会 その意味でこの請文は高庭庄で云うならば、庄の現状を報告している がその命令に基づいて「延喜五年国司請文」を作成したのであろう。 官が河内国司にその御厨の四至・田地などの現状の報告を求め、 厨について公験に基づいてその由来が確かであることを主張し、 と同性質のものとみるべきである。すなわち御厨子所が自己の持つ御 をもって御厨が延喜五年に新設されたとしている。しかしこれは誤り 所等事、副下 延喜五年国司請文案壱通」とある。赤松氏はこの史料 五年国司請文、令検注言上大江御厨四至并供御人交名・在家・免田地 つになっている御厨子所領河内国大江御厨について、元永二年(一 地売買を通じて富豪層ひいては荘園領主に対する耕作農民の隷属民化 た百姓の治田立券抑止も、買得者が権門蜚下の在地富豪層であり、田 に百姓治田の立券抑止についても、菊地康明氏の「赤松氏の指摘され なされたことを示す例ではなく、高庭庄と並んで勅旨開田の系列の庄 きである。その点から云うと、大江御厨の例は整理令の原則の改変が の原則に基づいた存続の確認が行われていることを示す史料とみるべ 延喜五年一一月因幡国司解 (前章註®) と同一内容とみてよいもので 本質に矛盾するものではなかったと考える」(同氏署『日本古代土助 を生ぜしめるところに原因があったのであって、その意味で整理令の 一九)七月官宣旨写(平安遺文九-四六七〇)に「応遣官使、 さらに赤松氏の主張の論拠についてみておく。まず有力な論拠の一

- 一・二合併号)。 一名祭」(大阪市立大学大学院『人文論説』一・二合併号)。
- 平安遺文二-四七九。

(12)

(1)

- ⑩ 平安遺文二 四七六。
- 平安遺文二-四七三。

14)

- なお、庄園への臨時雑役の免除が庄司・寄人への人別免除という形というで国・都司に従わぬことを指摘しているが、このような動き収をかりて国・郡司に従わぬことを指摘しているが、このような動き留省等事」に、事に堪えうる輩が舎人・雑色と称して本司・本主の権留省等事」に、事に堪えうる輩が舎人・雑色と称して本司・本主の権留省等事」に、事に堪えうる輩が舎人・雑色と称して本司・本主の権留省等事」に、事に堪えうる輩が舎人・雑色と称して本司・本主の権留省等事」に、事に堪えうる輩が舎人・雑色と称しているのである。
- 坂本賞三氏が前掲著書第一編第一章で分析した元典寺領近江国愛智っており後者の基準を用いたケースである。これは明らかに整理令でだされた基準そのものを用いたケースである。これは明らかに整理令でだされた基準そのものを用いたケースである。これは明らかに整理令でだされた基準そのものを用いたケースである。これは明らかに整理令でだされた基準であるの意用いたケースである。これは明らかに整理令でだされた基準であるの意用いたケースである。

見落していることである。

びつけてとらえていないことにあると考える。とらえ、その根底にある公田・私田の別をめぐる所有次元の問題と結除領田制すなわち新開田免除の問題を租の輸・不という視角からのみ

見失う結果になっている。このようなことになっている理由は氏が免

- 角川・日本史辞典、官省符庄の項。
- ⑩ 平安遺文一-七七。
- 不輸租田を官省符田とよんでいた形跡がないのである。輸ということは九世紀の庄園でも存在したとみてよい。ただこれらのう主張があることからみて、その前提として庄域内の本来の庄田は不う上張があることからみて、その前提として庄域内新開田は不輸とい
- ⑩ 平安遺文一-二四五。
- 砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。砂河である。
- ❷ 長和二年十一月大和弘福寺牒案(平安遺文二−四七三)。
- この移行については、長山泰孝氏「臨時雑役の成立」(同氏署『律○ この移行については、長山泰孝氏「臨時雑役の成立」(同氏署『律

むすび

以上三章にわたって分析してきたことについて、まとめを行いむすびとしたい。

1 延喜庄園整理令は四通の官符から成り立つが、このうち太政官符「応停止勅旨開田幷諸院諸宮及五位以上買取百姓 3

そしてこの整理令が一

○世紀の庄園に与えた影響につい

. \

公田

私田概念の変遷をふまえて分析した。

○世紀

国衙が公認した庄田は私田

(不輸租田)、

新規開発田は公田

(輸租田) ということで

遠

を把

主園その

もの

0

\私的大土地

所有化

を抑止しようとしてい

. る。

ただし王臣家

寺社は整理

一令発布

道後

おお

て国家は整理令の原則に基づき、

発田

[をも私田

(不輸租田)として認めさせようと国衙と争っており、

そこにするどい対立があらわれてい

` る。

Ħ る初期庄園 の大規模野 地 舎宅占請閑地 次のことを指摘した。 占地 「の整理を行うことを目的にして出された法であるとみるべきである。 (分割地)を指す。 地荒田 事」 が主要な官符である。 ①従来勅旨開田を勅旨田と同義とみなしていたがそれは誤りであり、 ②整理令全体としては勅旨開田および百姓の私地集積という二つの形態をとっ この官符を現状把握部分と対応策部分とに区分して考えるという方法で 勅旨開田は国家公認 て展

模分割地規制 を特質としている。 年不耕・上毛利用解放両原則が適用される公地であるとし、 止すること、 のみに限定し、 0 庄園の新たな設定を禁止するとともに、 承認と、 整理にしぼって行われ未開地規制がきりすてられていること、 別用益地 次に整理令の史的位置づけを、 第二に一○世紀初頭の国家の土地支配政策のあり方に規制されて、 この公的分割地内部の開発田 第二に設定を認められた大規模分割地についても内部の開発田は私地(私財田)として認めるが、 は、 |・共同用益地という農民の生産活動の場の一体性を確認し、それを破壊する形での大規模分割地の設定を禁 その他の新開田・買得田は庄域内にあっても公田として把握するなど庄園の私的土地所有化抑 宝亀年間の復活私財法などをへて延暦~弘仁年間に完成をみる。 以上の大規模分割地規制と対比した場合の整理令の特質として、 律令国家の大規模分割地規制 |の私財化の承認という目的をもって出された天平私財法を基点に展開する大規 既存の庄園についても、 庄園そのものの私的土地所有化を抑止すること、 以上の二点をあげうる。 (庄園規制)との対比で行った。 庄田 = 不輸租田として認めるのは公験の 庄園の整理は九世紀と異なり 完成されたこの規制は、 第一に大規模分割地規制をうけ 山野· 空閑地の公的分 第一 ル上を打 未開 廐 蚏 以上の二点 耕 (確な田 に民要 地は三 H 0) 出 9 把 地 地

このように から新規 33 (207)

半になると王臣家・寺社側の要求が国家によって実質的に承認されていき、 1.律令制の大規模分割地規制の理念をひきついだ整理令の理念も最終的に解体するのである。 そのなかで官省符庄は解体の方向に向うとと

理念的には律令制の大規模分割地規制のもとにおかれた、王臣家・寺社の土地集積であるが、その変遷は次の三期に整理の 最後に初期庄園全般の変遷についてまとめておきたい。初期庄園は八世紀中期から一一世紀中期にかけて存在する、

与によって成立し、 してとらえるのが妥当である。 大規模分割地規制の未完成という情況のなかで、庄所有者の庄域内専制支配が展開することも一つの特徴である。 ることにもあらわれているように、庄園そのものは公的分割地という性格を持っている。 (八世紀中期~後期)北陸の東大寺領庄園によって代表され、天平私財法を出発点に展開する。 内部の開発田は私財田として認められる。しかしこの期の庄園経営がほぼ全面的に国家に依存して なおこの期においては律令制の 未開地の分割・賜

う理念のもとにおける私地の展開が極限に達した段階での土地の大規模集積という性格を持っているのである ある。その意味でこの期の庄園は第一期と同じく未開地の公的な分割地という基本的な性格を持ちつつも土地国有制とい いう律令制的規制のもとでの私人の永続的占有すなわち私地の広汎な展開という条件なしには明確にはなりえないことで ことが明確にされていることである。これは大規模分割地規制完成の結果であるが、私功を投入し続ける限りにおいてと の王臣家・寺社の土地集積である。この期の庄園の特質は、庄域内の開発田は私地(私財田)であるが未開地は公地である 第二期 (八世紀後期~九世紀後期) 勅旨田・親王賜田などによって代表され、完成した律令制の大規模分割地規制のもとで

が私功を加え続けている限りという限定がなくなり私的土地所有の概念に近づいていることに象徴的に示されるように公 第三期(一○世紀初期~一一世紀前期)延喜庄園整理令を契機に展開する官省符庄で代表される。 (確認された庄田) と公田 (新規開発田) とに分けてとらえており、 その限りでは第二期と同質である。 官省符庄では庄域内を私 しかし私田

 \mathbb{H}

をのりこえた私的大土地所有という面を強めていっているのである。その意味で官省符庄は中世庄園への過渡段階とも云 田・私田の概念が律令制の原則を無視する面を持つようになっており、それに規定されて官省符庄そのものが律令制の枠

うべき性格を持っているといってよい。

すぎず、経営の問題その他分析がなされねばならぬことが多いが、別稿を期したい。② 以上が初期庄園の変遷の素描であるが、勿論きわめて不十分である。とくに官省符庄については問題の一 端に触れたに

であにでてきた誤ったとらえ方であった。訂正したい。その点で不十ためにでてきた誤ったとらえ方であった。訂正したい。その点で不十たがこと、ことに九世紀の庄園(動旨田・親王賜田で代表される)のないこと、ことに九世紀の庄園(動旨田・親王賜田で代表される)の展開していく初期庄園を私的大土地所有としてとらえている。しかし展開していく初期庄園の形成と展開」(前掲)において、天平私財法以後① 拙稿「初期庄園の形成と展開」(前掲)において、天平私財法以後

のとさせて頂く。 分ではあるが本稿をもって、筆者なりの初期庄園の性格づけをしたも

二日)において報告し適切な助言を頂いた。出席諸氏に記して謝意を) 本稿の一部は第二回中国・四国地区中世史研究会(一九七七年七月・・・・・)

したい。

(徳島大学教育学部助教授

Engi 延喜 Provision of Regulation of Manors

by

Yukihiko Maruyama

Engi provision of regulating manors was issued aiming at rearrangement of early manors which had been formed in two ways; one was the large-scale partition of wasteland and the other was the private accumulation of field by peasantry. Under this provision no manor could be newly established (that is, the prevention of the manorial enlargement), while the existing manors, except already authorized field, were readjusted not to be newly changed into private manors, with the fields under development recognized as *Koden* 公田(i. e. dutiable ones), which means the regulation of transformation from manor into private estate. Between the enactment and the early eleventh century there developed *Kanshofusho* 官省符注(i. e. duty-free manors autholized by the government), as the last phase of early manors, which was under the regulation of the provision but at the same time apparently running its course to the private landholding.

Jen-hsiao 仁孝: A Study of an Ideology in China, 2nd to 7th Century

by

Shinichiro Watanabe

From the reign of Emperor *Hsien-wên* 献文帝 in *Pei-wei* 北魏 to the middle *T'ang* 唐 period, the emperor was required to have a virtue of *jên-hsiao* as his qualification. We can assume as follows. First that virtue had its origin in the controversy over the superiority of *jên* and *hsiao* debated in the period from *Hou-han* 後漢 to *Hsi-chin* 西晋. Then it became to grow into an ideology for keeping the petty agricultural management. In this article, we study the historical character of Chinese dynasties from 2nd to 7th century by means of following the formation, development and decline of *jên-hsiao* ideology.